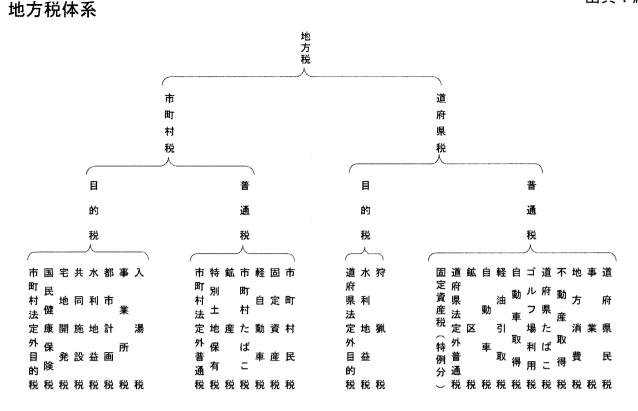
参考資料 1

出典:総務省HP



(注) 1 普通税: その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。

2 目的税: 特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (平成30年4月1日現在)

〇 都道府県

<道府県民税> 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、神奈川県、宮山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜 県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵 庫県、奈良県、和敦山県。島取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、庭児島県 個人均等割 37団体 所得割 1団体〔神奈川県〕 岩手県。宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛県、高 知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 宮田市 M 法人均等割 35団体 麻児島県 法人税割 46団体(静岡県を除く46都道府県) 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、 <法人事業税> 8団体 京都府、大阪府、兵庫県

〇 市町村

<市町村民税>

個人均等割 1団体 [神奈川県横浜市]

所得割 1団体〔兵庫県豊岡市〕

法人均等割 387団体

法人税割 996団体

<固定資産税> 153団体

<軽自動車税> 15団体

<鉱産税> 30団体

<入湯税> 5団体

北海道釧路市、北海道上川町、 三重県桑名市、大阪府箕面市、 岡山県美作市、

イ 超過課税の規模(平成29年度決算)

〇 道府県税

道府県民税	個人均等割	(37団体)	243. 6億円
	所得割	(1団体)	26. 5億円
民	法人均等割	(35団体)	103. 4億円
柷	法人税割	(46団体)	1, 193. 2億円
法人	事業税	(8団体)	1, 315. 9億円
道府	県税計	2, 882. 6億円	

〇 市町村税

市	個人均等割	(1団体)	16. 9億円
町村民税	所得割	(1団体)	O. 5億円
	法人均等割	(388団体)	163. 9億円
柷	法人税割	(998団体)	2, 886. 0億円
固定	資産税	(153団体)	355. O億円
軽自	動車税	(15団体)	4. 9億円
鉱産	税	(31団体)	9百万円
入湯	税	(4団体)	34百万円
市町	村税計		3, 427. 6億円

超過課税合計	6, 3	310.	2億円

※ 地方法人二税の占める割合:89.7%
(注)イの表中における団体数は、平成29年4月1日現在。

市町村税の概要

111-11]祝の概要				
税目	納税義務者	課税客体	課税標準	税率	収入見込額(R1)
市町村民税(直)	市町村内に住 所を有する個 人、市町村内に 事務所等を有 する法人等	左に同じ	均等割(個人、法人)… 定額課税	個人・・・3,000円 (ただし、平成26年度から令和5年度まで3,500円) 法人・・・5万円~300万円	億円 (構成比) 個人均等割 ··· 2,220 所 得 割 ··· 80,015
			所得割(個人)… 前年の所得	6/100(指定都市に住所を有する場合には、 8/100) (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	法人均等割 · · · 4,235 法人税割 · · · 16,114 計 102,584 (46.1)
			法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰 属法人税額	9.7/100(6.0/100) ※()内の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
固定資産税(直)	固定資産の所 有者	固定資産(土 地、家屋、償却 資産)	価格	1.4/100	91, 593 (41. 1)
軽自動車税 (直)	軽自動車等の 所有者	原動機付自転車、軽自動車、 小型特殊自動 車及び二輪の 小型自動車	種別割(令和元年10月1日~) 日~) ※令和元年9月30日まで軽自動車税	例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額10,800円 ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両 番号の指定を受けたものについては、年額 7,200円を適用	2, 668 (1. 2)
			環境性能割(令和元年 10月1日~)	例 自家乗用車 電気自動車等、 2020年度基準+10%達成・・・非課税 2020度基準達成・・・・1/100(非課税) 2015年度基準+10%達成、 上記以外・・・・2/100(1/100) ※()内の税率は、令和元年10月1日から、	31 (0.0)
				会和2年9月30日までの間に取得した場合 に適用	
市町村たばこ税(間)	卸売販売業者 等	売渡し等に係る 製造たばこ	製造たばこの本数	(平成30年10月1日~令和2年9月30日) 1,000本につき5,692円 旧3級品は、1,000本につき4,000円 (令和元年10月1日以降) 旧3級品は、1,000本につき5,692円	8, 745 (3. 9)
				ただし、旧3級品の特例税率は4段階で縮 減・廃止等 (平成28年4月1日から令和元年10月1日)	
鉱 産 税 (直)	鉱業者	事業	鉱物の価格	1/100(標準税率)	17 (0.0)
特別土地保有税(直)	土地の所有者 又は取得者	土地の所有又 は取得	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税	(0. 0)
			以降は新たな課税は行っ [*]	, -, -,	
入 湯 税 (間)	入湯客	鉱泉浴場にお ける入湯行為	入湯客数	1人1日につき150円	224 (0. 1)
事業所税	事業所等にお	事業	資産割…事業所床面積		3, 791
(直)	いて事業を行う 者		従業者割… 従業者給与総額	0.25/100	(1.7)
都市計画税 (直)	市街化区域等 内に所在する 土地、家屋の所 有者	土地、家屋	価格	0.3/100(制限税率)	13, 130 (5. 9)
水利地益税 (直)	水利に関する事 業等により特に利 益を受ける者	土地、家屋	価格又は面積	任意税率	(0.0)
共同施設税(直)	共同施設により 特に利益を受 ける者	共同施設により 特に利益を受 けた事実	共同施設の利益状況を 考慮して市町村が条例 で定める	任意税率	(-)
宅地開発税 (直)	権原により宅地 開発を行う者	市街化区域に おいて行われる 宅地開発	宅地の面積	任意税率	(-)
					市町村税計
					222, 606
I			(間) は間接税等である		(100.0)

- (注) 1. 税目の欄中、(直) は直接税、(間) は間接税等である。 2. 収入見込額(RI) は、令和元年度地方財政計画における収入見込額である。 3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。 4. 表中の税率等は、令和元年度税制改正によるものを含む。 5. 上記のほか、東日本大震災による減免等に伴う減収を179億円と見込んでいる。

(令和元年6月1日現在)

平成29年度決算額 562億円(地方税収額に占める割合0.14%)

	1 /2/ - 0 /2///25		40111707
1	法定外普通税	(平月	t29年度決算額)
	<u> </u>		[単位:億円]
	[都道府県]		
	石油価格調整税	沖縄県	1 0
	核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、	206
	1久)公本十九九	福升宗、复媛宗、佐貞宗、岳依宗、府尚宗、 鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	200
	核燃料等取扱税	茨城県	1 2
	核燃料物質等取扱税	青森県	200
	計	1 3 件	4 2 9
	[市区町村]		
	別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
	砂利採取税	山北町(神奈川県)	0. 1
	歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0. 9
	使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)	4 (*3)
	狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	4 (*6)
	空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4
	計	7件	1 9 (*3)
	[合 計]	20件	4 4 8 (*3)
2	法定外目的税		
_	•		
	[都道府県]	二手俱 白丽俱 网儿俱 卡白俱 丰木俱	0.0
	産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、	6 6
		岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、	
		山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、	
		佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、	
		能本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、	
		山形県、愛媛県	
	宿泊税	東京都、大阪府	3 1
	_乗鞍環境保全税	岐阜県	0. 1
	計	30件	9 7
	[市区町村]		
	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
	環境未来税	北九州市(福岡県)	6
	使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)、玄海町(佐賀県)	1 0
	環境協力税等(*2)	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、	0. 2 (*3)
	深元 IM / J / ルマ/	渡嘉敷村(沖縄県)、座間味村(沖縄県)	0. 2 (13)
	眼炎声类英纪儿名和彩		0. 5
	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府) 	
	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)	(*3)
		俱知安町(北海道)R1.11.1施行予定	
	計	1 1件	1 7
	5.A -1.3		4 4 A (49)
	[合 計]	4 1 件	1 1 4 (*3)

^{*1} 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、 循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税 客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

^{*2} 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体 区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

^{*3} 伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日条例施行)、座間味村美ら島税(平成30年4月1日条例施行)、京都市宿泊税(平成30年10月1日条例施行)、金沢市宿泊税(平成31年4月1日条例施行)は平成29年度の決算額がないため、含んでいない。

^{*4} 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税の実施状況(平成31年4月1日現在)

(ア) 道府県法定外普通税

		アープログログレンド 自 200700 平成314 平成314						年4月1日現在
No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格 調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で 定める欠減数量を控除した数 量	揮発油の精製業者又は輸入 業者その他これらに類する 者のうち県内において揮発 油を販売することを業とす るもので知事が指定するも の(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47. 6. 1施行 (H27. 4. 1) 1, 021
			①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額			①核燃料価額の100分の 8.5	
2	福井県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う運転及び廃止に係る事 業		発電用原子炉の設置者	申告納付	②45,750円/千kW (3か月) (廃止措置中は2分の1)	S51. 11. 10施行 (H28. 11. 10)
			③発電用原子炉施設におけ る使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg(3か月)	9, 882
			①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額		申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	S54. 1. 16施行
3	愛媛県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う運転及び廃止に係る事 業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者		②44,000円/千kW (3か月) (廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月))	(H31. 1. 16)
			③発電用原子炉施設におけ る使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分 裂をさせる前の核燃料物質の 重量			③500円/kg	921
				①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額			①核燃料価額の100分の 8.5	S54. 4. 1施行
4	佐賀県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う運転及び廃止に係る事 業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	②46,000円/千kW (3か月) (廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間 (3か月))	
				③使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物質 の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	1, 766
			①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額			①核燃料価額の100分の 8.5	\$55. 4. 1施行
5	島根県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う運転及び廃止に係る事 業		発電用原子炉の設置者	申告納付	②40,600円/千kw (3か月) (発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	(H27. 4. 1)
٥.		1 大 - 	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額		.	①核燃料価額の100分の 8.5	\$55. 4. 1施行
O	静岡県	核燃料税	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者 	申告納付	②29,500円/千kw (3か月)	(H27. 4. 1) 1, 240
7	鹿児島県		①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	S58. 6. 1施行 (H30. 6. 1)
,	此儿齿乐	12人がベイナイエ	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ተ 🗖 ቀጠ ነገ	②48,450円/千kW (3か月)	1, 219
ρ	宮城県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額		申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58. 6. 21施行 (H30. 6. 21)
J		1.2.666个十个元	②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	ル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	テロがけり	②7,000円/千kW (3か月)	0

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	S59. 11. 15施行 (H26. 11. 15)
9	利何尔		②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	光电/市体 丁 が の 改 直 名	<u> </u>	②33,000円/千kW (3か月)	3, 210
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	S63. 9. 1施行 (H30. 9. 1)
	7074 E		②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	20世间从1 W 42 改世日	-T- [141]	②37,750円/千kW (3か月)	900
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料 の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	 発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の 8.5	H4. 10. 8施行 (H29. 10. 8)
	ч		②発電用原子炉を設置して 行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力	光电////////////////////////////////////		②34,900円/千kW (3か月)	770
			①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者		①30,500円/千kW (3か月)	S53. 10. 18施行
		核燃料等 取扱税	②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の 価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の 8.5	(H31. 4. 1)
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前のウ ランの重量			③60, 100円/kg	1, 206
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原 子核分裂をさせる前のウラン の重量			④1,500円/kg	
12			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者	申告納付	⑤1, 594, 000円/m³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1, 219, 000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5, 100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106, 000円/m³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5, 100円/m³	
			①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者		①36, 500円/kg	H3. 9. 28施行
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,350円/千kW (3か月)	(H31. 4. 1)
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の 価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の 8.5	20, 044
13	青森県	核燃料物 質等取扱 税	④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前のウ ランの重量	④再処理事業者	申告納付	④19, 400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原 子核分裂をさせる前のウラン の重量			⑤1, 300円/kg (当面の間8, 300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に 係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52, 400円/m³	
	(注) ((⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量 している法定外税について、新			⑦1, 614, 600円/本	

(イ) 市町村法定外普通税

平成31年4月1日現在

	ı	1				1	+ 放い	年4月1日現在
No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別莊等所 有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m ² …年 650円	S51. 4. 1施行 (H28. 3. 31) 524
2	神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1 m ³ ···10円 砂利 1 m ³ ···15円	S57. 4. 1施行 (H29. 4. 1) 5
3		歴史と文 化の環境 税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く) …50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (H30. 5. 23) 87
4	鹿児島県薩摩川内市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料 (使用済核燃料集合体)の数 量(1発電用原子炉につき 157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270, 000円/体	H15. 11. 1施行 (H31. 1. 5) 420
5	愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分 裂をさせる前の核燃料物質の 重量(使用済核燃料とした日 から5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉を 廃止したものはこの限りでは ない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30. 4. 1施行 (平年度見込額) 309
6	果	狭小住戸 集合住宅 税	豊島区内における狭小住戸 (専用面積30m ² 未満の住戸) を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅 の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 441
7	大阪府泉佐野市		為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者 新設(更新)の総務大臣協議	特別徴収	1 往復につき100円	H25. 3. 30施行 (H30. 3. 30) 413

⁽注) 〇 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。 〇 愛媛県伊方町使用済核燃料税(平成30年4月1日施行)は平成29年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(ウ) 道府県法定外目的税

平成31年4月1日現在

_	ı		T					一次の	午 4 月 日現仕
No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄 物税	産業廃棄物の中間 処理施設又は最終 処分場への搬入	施策に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間 処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出 事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14. 4. 1施行 457
2	岡山県	産業廃棄 物処理税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1, 000円/トン	H15. 4. 1施行 494
3	広島県	産業廃棄 物埋立税		産業廃棄物の排出切り 一般では 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	※自社処分は原則課 税免除	職 産業廃棄物 を自社のい	1, 000円/トン	H15. 4. 1施行 (H30. 4. 1) 508
4	鳥取県	産業廃棄 物処分場 税	最終処分場への産	産業廃棄物処理施設 の設置の促進及び産 業廃棄物の発生抑 制、再生その他適正 な処理に関する施策 に要する費用	 最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	※自社処分は原則課 税対象外 ※下水処理に伴う汚	※搬産を分て 他入業自場処 がれ棄のおす	1, 000円/トン	H15. 4. 1施行 (H30. 4. 1) 9
5	青森県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の 抑制及びその減量 化、再生利用その他 適正な処理の促進に 関する施策に要する 費用	 最終処分場へ搬入される産	・業を ・物者 ※用表供ら社課 を乗打 ら最 がの水し生理 を変 自の がの水し生理 がの水し生理する河にも泥合 をですする河にも泥合 がの水し生理 がの水し生理 がの水し生理 がの水します がの水しまま	※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H16. 1. 1施行 89
6	岩手県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利 用その他適正な処分 に係る施策に要する 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1, 000円/トン	H16. 1. 1施行 79
7	秋田県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	見ぬ加八担。拠るさんで立	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処 理業者	※自社処分	1,000円/トン (公有水面埋立区域内 に県が設置する最終処 分場への指定副産物の 搬入については250円/ト ン)	
8	滋賀県	産業廃棄 物税	処理施設又は取終	施策に要する費用	①最終処分場への搬入: 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間 処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出 事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16. 1. 1施行 25

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1, 000円/ኑን	H16. 4. 1施行 139
10	山口県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用等に よる産業廃棄物の減 量その他適正な処理 の促進に関する費用	主 英 東 沏 () 申 申	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	1 2 - AT (1) WIL		H16. 4. 1施行 221
11	新潟県	産 業 廃 棄 物税	業廃棄物の搬入	産業物の発生のの発生のの発生のの発用を発売を発売を発売を発生のののののののののののののののののののののののののののの	最終処分場へ搬入される産	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1, 000円/ኑን	H16. 4. 1施行 143
12	京都府	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※ 自社 処分 は申告納付	1, 000円/トン	H17. 4. 1施行 91
13	宮城県	産業廃棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の 抑制、減量化、再生 利用その他適正な処 理の促進に関する施 策の実施に要する費 用	最終処分場へ搬入される産	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1, 000円/トン	H17. 4. 1施行 (H27. 4. 1) 443
14	島根県	産 業 廃 棄 物減量税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の 類別の発生の 発生利用の 利用を業の を業務の では を で で で で で で で で の の の で で の の で で の の で の の の の で の	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H17. 4. 1施行 (H27. 4. 1) 291
15	福岡県	産 業 廃 棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理 の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は取於処分場へ 搬入される産業廃棄物の重	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 182
16	佐賀県	産 業 廃 棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の実現に 向けた産業廃棄物の 排出抑制、再生利用 その他適正な処理の 促進を図る施策に要 する費用	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 103
17	長崎県	産業廃棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出抑制、リサイク ルの促進その他適正 な処理の促進を図る 施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	焼却施設又は最終処 分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業 者及び中間処理業者	※自社処分	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 76

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
18	大分県	産 業 廃 棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出の抑制、再生利 用その他適正な処理 の推進を図るための 施策に要する費用	搬入される産業廃棄物の重	未洗未物のが山事末		焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 295
19	鹿児島県	産 業 廃 棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出の抑制、減の 排出の抑制の 化、再生利用その他 適正な処理の促進を 図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	木冼木物のカサ山ず木		焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 155
20	宮崎県	産 業 廃 棄 物税	焼却施設及び最終 処分場への産業廃 棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出抑制、再生利用 の促進その他適正な 処理の推進を図る施 策に要する費用	搬入される産業廃棄物の重	未焼未物の排山事末		焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	H17. 4. 1施行 271
21	熊本県	産業廃棄 物税	最終 処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出の抑制及び再利 用、再生利用その他 適正な処理の促進に 関する施策に要する 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H17. 4. 1施行 102
22	福島県	産 業 廃 棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 押制、再生利用等に よる産業廃棄物の正 量その他その適正な 処理の促進に関する 施策の実施に要する 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は 1/2、年間搬入量10,000 トン超の部分は1/2	H18. 4. 1施行 476
23	愛知県	産 業 廃 棄 物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業原理の最終を受ける。 産業 原 再 使 用 の 足 進 処 元 を 発 と の 最 変 で の 最 変 で の 最 変 で の 最 変 で の で で で で で で で で で で で で で で で で で	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	※ 自 社 処 分	1,000円/トン (自社処分の場合は500 円/トン)	H18. 4. 1施行 529
24	沖縄県	産 業 廃 棄 物税	最終 処分場への産 業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に 向けた産業廃棄物の 排出の抑制及び再使 用、再生利用その他 適正な処理の促進に 関する施策に要する 費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H18. 4. 1施行 33
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者	特別徴収 ※自社処分 は申告納付	1, 000円/トン	H18. 10. 1施行 788
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用等に よる産業物の通 量その他その適正処 理の促進に関する で またの実施に要する費 用		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者		1, 000円/トン	H18. 10. 1施行 149

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環 促進税	最終処分場への産 業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の 押制及び減量化並利 に資源の循環的棄物 用その他産業廃確の の適正な処理の確 を促進するための施 策に要する費用	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処 理業者	及び設置費 用を負担し た最終処分	1,000円/トン (自社処分の場合は500 円/トン、設置費用を負担 した最終処分場で処分 する場合は750円/トン)	H19. 4. 1施行 235
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの 宿泊	国際都市東京の魅力 を高めるとともに、 観光の振興を図る施 策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊 者	特別徴収	1人1泊について宿泊 料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円 ※令和2年7月1日か ら同年9月30日までの 3ヶ月の間に行われた 宿泊に対しては、課税 を停止	H14. 10. 1施行 2, 361
29	大阪府		び 第 三 項 の 営 業)、国家戦略特 別区域法第十三条 第四項に規定する	大阪が世界有数の国際都市とことを対してを対した。本のをを対したがあるとのを対した。といるとは、のは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	ホテル、旅館、簡易宿所、 特区民泊又は住宅宿泊事業 法に係る施設における宿泊 数	ホテル、旅館、簡易 宿所、特区民泊又は 住宅宿泊事業法に係 る施設における宿泊 者	<u>사</u> 土 무리 생동 대교	···100円	H29. 1. 1施行 (※) 税率の()部分 については、 H31. 6. 1施行予定
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車が入るとは他人を入るませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	垂始始,沙野市担 。	特別 徴 収 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 ○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外・・・・3,000円/回 ・一般乗合用バス・・・・2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車・・・・1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車・・・・300円/回 	H15. 4. 1施行

⁽注) O 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(工) 市町村法定外目的税

平成31年4月1日現在 施行年月日 (直近の更新) No 団体名 税目 課税標準 納税義務者 徴収方法 課税客体 税収の使途 税率 29年度決算額 (百万円) H13.7.1施行 河口湖及びその周辺 山梨県 地域における環境の 富士河口遊漁税 河口湖での游漁行為 遊漁行為を行う日数 |遊漁行為を行う者 特別徴収 1人1日 200円 保全、環境の美化及 湖町 び施設の整備の費用 8 廃棄物の適正な処理 H15.10.1施行 最終処分場において |の推進、廃棄物の再 埋立処分される産業 最終処分場において 環境未来 生利用の促進に資す最終処分場において埋立処 福岡県 行われる産業廃棄物 廃棄物の最終処分業|申告納付 1,000円/トン 北九州市 税 る事業の支援その他|分される産業廃棄物の重量 の埋立処分 者及び自家処分事業 環境に関する施策に 要する費用 632 原子力発電所に対す H15. 9. 30施行 る安全対策、生業安保管する使用済核燃料の重 定対策、環境安全対 |量(使用済核燃料に係る原|使用済核燃料を保管||申告納付 新潟県 使用済核 使用済核燃料の保管 本のいたエヌル対象 子核分裂をさせる前の核燃 する原子炉設置者 並びに原子力発電所 製造 まること 480円/kg 柏崎市 燃料税 料物質の重量) との共生に必要な費 575 用 原子力発電所に対すの用済核燃料に係る原子核 る安全対策、生業安原の主要を対策の核燃料物 H29. 4. 1施行 質の重量 定対策、環境安全対 (使用済核燃料とした日か<mark>|発電用原子炉の設置</mark>|_{申告納付} 佐賀県 使用済核 策及び民生安定対策 使用済核燃料の貯蔵 500円/kg 燃料税 ら5年を経過したものに限者 玄海町 並びに原子力発電所 る。ただし、発電用原子炉 との共生に必要な費 を廃止したものはこの限り 416 用 ではない。) H17. 4. 25施行 環境協力旅客船、飛行機等に |環境の美化、環境の 1回の入域につき100 |旅客船、飛行機等に 保全及び観光施設の旅客船、飛行機等により伊 沖縄県 5 より伊是名村へ入域特別徴収 円(障害者、高校生以 より伊是名村へ入域 伊是名村 税 維持整備に要する費 是名村へ入域する回数 する者 する行為 下は課税免除) 用 4 H20.7.1施行 環境の美化、環境の 1回の入域につき100 環境協力旅客船等により伊平保全及び観光施設の旅客船等により伊平屋村へ旅客船等により伊平特別徴収 沖縄県 円(障害者、高校生以 伊平屋村 税 屋村へ入域する行為 |維持整備に要する費|入域する回数 屋村へ入域する者 下は課税免除) 用 3 H23. 4. 1施行 環境の美化、環境の 旅客船等又はヘリコプター旅客船等又はヘリコ 保全及び観光施設のにより渡車動材の入域するプターにより渡車動 旅客船等又はヘリコ 1回の入域につき100 環境協力 沖縄県 プターにより渡嘉敷 |により渡嘉敷村へ入域する|プターにより渡嘉敷|特別徴収 維持整備に要する費回数 円(障害者、中学生以 渡嘉敷村 税 村へ入域する行為 村へ入域する者 下は課税免除) 用 14 H30. 4. 1施行 環境の美化、環境の 旅客船、航空機等に 1回の入域につき100 |旅客船、航空機等に 沖縄県 美ら島税 より座間味村へ入域 維持整備に要する費 間味村へ入域する回数 |保全及び観光施設の||旅客船、航空機等により座 8 より座間味村へ入域|特別徴収 円(障害者、中学生以 座間味村 する行為 する者 下は課税免除) 平年度見込額 10 良好な自然環境や住開発行為等の行われる土地 H28.7.1施行 の面積に0.9を乗じて得た 開発事業 環境をはじめとする |値に、当該土地に係る建築|開発行為等を行う事| 事業として行う開発 等緑化負行為等 大阪府 9 都市環境の維持、保 |250円/㎡ 箕面市 基準法の規定による建築物 業者 担税 全及び向上に要する |の容積率の最高限度の数値 もの を乗じて得た面積 47

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 29年度決算額 (百万円)
10	京都府京都市	宿泊税	・るテ営の・規業泊に旅館が出来では、大学では、大学をでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設	易宿所への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊 料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校び 行事に参加する書は課税免 除)	H30. 10. 1施行 (平年度見込額 4, 560
11	石川県 金沢市	宿泊税	・住宅宿泊事業法の	立れの歴史、伝統、 文化など固有の魅力 を高めるとともに、 市民生活と調和した 持続可能な観光の表	・旅館業法の許可を受けた 旅館・ホテル、又は簡易宿 所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出を して住宅宿泊事業を行う住 宅への宿泊数	ル、又は簡易宿所へ の宿泊者 ・住宅宿泊事業法の	特別徴収	1人1泊について宿泊 料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31. 4. 1施行

(注)